

国見町庁舎復旧検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	団体名・役職名	備考
1号委員 (町議会議員)	浅 野 富 男	国見町議会 総務文教常任委員長	
	洪 谷 福 重	国見町議会 産業厚生常任委員長	
2号委員 (付属機関を 代表する者)	佐 藤 清 二	国見町町内会長連絡協議会 監事	
	吉 田 春 夫	国見町消防団 団長	
	安 田 節 子	国見町婦人会連絡協議会 会長	
3号委員 (識見を 有する者)	遊 佐 眞紀子	国見町教育委員会 教育委員長	副委員長
	朽 木 勝 之	国見町農業委員会 会長	委 員 長
4号委員 (町長が適当 と認めた者)	松 浦 幹 男	伊達みらい農業協同組合 理事	
	駒 木 民 雄	大岩マシンアリー(株) 国見事業所長	
	古 溝 忠 一	国見町商工会 副会長	

第1 はじめに

本委員会は、東日本大震災により被災した庁舎の復旧に係る町長の諮問に応じ、町の将来を見据え、必要であるべき庁舎の建設に係る基本構想の策定について協議を行うため、平成23年12月1日に設置され現在まで3回にわたる委員会を開催し、慎重に協議を重ねてきた。

この基本構想は、今後予定される庁舎建設に係る基本設計及び実施設計の段階において、より具体的に個別の事案の検討を行う際の基本となるものである。

これまでの会議では、まず、庁舎復旧の必要性を検討するため、東日本大震災以後の庁舎の現状について被災状況の現地確認を行うとともに、慎重に検討を行った。また、庁舎復旧は町の財政運営にも影響を及ぼすため、財源・建設時期など多くのことを念頭におきながら、活発な意見交換の中で「現在の場所に庁舎を新築する」という大きな方向性を導きだした。

ここに、庁舎復旧の指針となる基本的な考え方を示すものである。

第2 検討経緯

本委員会の検討経緯は、次のとおりである。

- ① 平成23年12月1日「第1回庁舎復旧検討委員会」
 - ・ 正副委員長の選任（委員長 朽木勝之 副委員長 遊佐真紀子 を選任）
 - ・ 委員会設置要綱の説明
 - ・ これまでの経過
 - ・ 現庁舎の現状
 - ・ 既存施設の検討

- ・新庁舎の必要性
 - ・庁舎建設位置
 - ・建設時期と財源
- ② 平成 23 年 12 月 14 日「第 2 回庁舎復旧検討委員会」
- ・現庁舎の現状
 - ・既存施設の検討
 - ・新庁舎の必要性
 - ・庁舎建設位置
 - ・建設時期と財源
- ③ 平成 23 年 12 月 20 日「第 3 回庁舎復旧検討委員会」
- ・庁舎復旧基本構想（建議）

第 3 検討結果

本委員会では、東日本大震災を踏まえ、現庁舎にかかるこれまでの経過を振り返り、現庁舎の現状を把握したうえで、次の観点から検討を加えた。

- ① 現庁舎の耐震改修、増改築による復旧は可能か。
- ② 他の既存施設の利活用は可能か。
- ③ 新庁舎を新たに建設すべき必要性、妥当性はあるか。
- ④ 建設するとした場合、庁舎規模はどれくらいが適切なのか。
- ⑤ 建設するとした場合、建設位置はどこが適切なのか。
- ⑥ 建設するとした場合、建設時期・財源はどうするか。

などについて、慎重に検討を加えた。その概要は次のとおりである。

1 これまでの経過

- (1) 昭和 53 年 6 月 12 日に発生した宮城県沖地震により大きな被害を受けたため、庁舎改築を決定し、昭和 54 年 12 月に新庁舎での執務を開始した。
- (2) 阪神淡路大震災を受け、公共施設の耐震基準の見直しを行うため、平成 20 年度の繰越明許予算により、平成 21 年 3 月 30 日から平成 22 年 1 月 19 日まで、佐藤憲司建築設計事務所に委託金額 3,360,000 円で委託し、耐震診断を行った。
- (3) 上記耐震診断を受け、平成 22 年 5 月 25 日から平成 23 年 1 月 31 日まで、佐藤憲司建築設計事務所に委託金額 5,040,000 円で委託し、耐震補強計画策定を行った。
- (4) 上記補強計画を受け、実施設計の委託について、平成 22 年度の繰越明許予算により執行するため、平成 23 年 3 月 9 日に発議を行った。
- (5) 平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災において大きな被害を受けたため、実施設計の委託の発注は取りやめた。
- (6) 庁舎の被害程度を把握するため、平成 23 年 5 月 6 日から 5 月 30 日まで、佐藤憲司建築設計事務所に委託金額 388,500 円で委託し、被災度判定を行った。

2 現庁舎の現状

- (1) 1 階土間の最大高低差は 85 mm、2 階スラブでは最大高低差は 75 mm、3 階スラブでは最大高低差は 90 mm、東西に向かって生じていた。1 階床は凹みや亀裂も見受けられた。鉄

筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度判定区分判定表によれば 100 mm以下の中破となっており、実務上支障を来す床の傾きとなった。

(2) 柱の傾きは、1階で最大 1/107、2階で最大 1/250、3階で最大 1/300 だが、建物4周でのパラペットから1階までの外壁の倒れは最大 1/568 であり、大きな倒れとはいえないが、建物としては、くの字に変形したために大きな倒れは生じなかったものと思われた。

(3) ひび割れは1階に多く見られたが、全て損傷度Ⅲ以下であり、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度判定区分判定表によれば中破となった。

(4) この庁舎は耐震補強をする前に被災したものであるが、耐震診断時に、3階議場屋根と1階玄関庇の水平剛性の不足が指摘されていた。今回の大震災で、ここに大きな被害が生じた。特に、3階議場は大空間を得るために、中央に柱がなく、南北の片持ち柱がスラブのみでつながっていたため、南北に大きく揺れた。3階北側は大きく損壊した。

(5) 今回の地震により、敷地内の水路、門、キュービクル、重油タンクなどが、液状化により倒壊や多大な損傷を受けた。このことは、敷地内の地下水位が高いことを証明しており、今後の再生には液状化対策が必要である。

(6) 構造体の損傷とは別に、天井の大部分が落下し、機械設備、電気設備がほぼ壊滅状態に損傷を受けたため、今後の復旧工事には多大の費用を要する。

(7) よって、平成 21 年度に耐震診断を行い、平成 22 年度に耐震補強計画を策定した現庁舎を長期にわたり引き続き利用するには、現在の基準に合う耐震性能を確保するための耐震補強を行うとともに、建物自体を長持ちさせ将来的にも利用できるように屋外防

水・給排水管・電気機械設備等の大規模な改修工事が必要とされ、その改修費用は下記のとおり 7 億 2,500 万円と想定できる。ただし、現庁舎の建築経過年数を考慮すると、その減価償却分が追加費用として想定されることから、プラス 5 億円程度の費用負担があるものと考えられる。

ア 一部解体費	$2,406\text{m}^2 \times 10,000\text{円} \times 1.05 =$	25,263,000円
イ ジャッキアップ費	$2,406\text{m}^2 \times 20,000\text{円} \times 1.05 =$	50,526,000円
ウ 建築費(機械、電気含む)	$2,406\text{m}^2 \times 200,000\text{円} \times 1.05 =$	505,260,000円
エ 外構工事、液状化対策費	$7,000\text{m}^2 \times 10,000\text{円} \times 1.05 =$	73,500,000円
オ 設計・監理費(ア～エの計)	$623,380,000\text{円} \times 3\% \times 1.05 =$	19,636,470円
カ 備品費(建築費×10%)	$481,200,000\text{円} \times 10\% \times 1.05 =$	50,526,000円
キ 合計		724,711,470円

⑧ 以上により、現庁舎の使用は難しいものと判断する。

3 既存施設の検討

(1) 現時点で利用可能な施設は、観月台文化センター、統合後に空く大木戸小学校、小坂小学校及び森江野小学校がある。

(2) 現在、観月台文化センターを仮庁舎としているが、観月台文化センターについては、生涯学習施設としての機能を有しており、本来あるべき姿に戻す必要があり、また、多くの町民からも早く全部使えるようにとの要望があるため、このまま継続して使用することは難しいものと判断する。

(3) 大木戸小学校及び小坂小学校は、平成 24 年度の統合により未利用施設となるが、その後の跡地利用については未確定となっており、町民の意見を反映させながら今後の利活

用の検討が進められている状況となっている。大木戸小学校については、耐震補強工事は済んでいるものの、補助事業による施工のため使用については大きな制限がある。また、小坂小学校とあわせて、本来役場庁舎としての耐震基準である I_s 値 0.75 をクリアできる設計とはなっていないこと、増改築による耐震基準の低下が考えられること、バリアフリーに対応していないこと、建築から既に 30 年以上が経過していることなどから、役場として使用することは難しいものと判断する。

- (4) 森江野小学校については、9 月議会、12 月議会でも質問があったが、平成 25 年度からの幼稚園統合による園舎として改装を行うため、設計作業に入っており、また、耐震基準値についても防災拠点となる I_s 値 0.75 をクリアできる設計とはなっていない。さらに、増改築による耐震基準の低下が考えられること、バリアフリーに対応していないことなどから、役場として使用することは難しいものと判断する。

- (5) 以上により、既存施設の利用は難しいものと判断する。

4 新庁舎の必要性

(1) 現庁舎の課題

① 施設・設備の老朽化

現庁舎は昭和 54 年建築ですでに 32 年が経過し、老朽化に伴い、施設の改修や空調・衛生・電気設備等の補修を繰り返しながら対応している。また、機能面からも適正な町民サービスが図られていない。

② 庁舎の狭隘化

現庁舎建設以後、時代の潮流の変化により、情報化社会の急速な進展、少子高齢化対策に係る業務の増大、地方分権に伴う権限移譲、住民総参加による行政執行システ

ムの変化などにより、庁舎機能及び規模が現状とかい離する状況となってきたことなどにより、会議室を事務スペースとして活用するなど事務スペースに余裕がない。

③ 耐震性の問題

現庁舎は、宮城県沖地震前の建築基準法に則った建築のため、阪神淡路大震災後に改正された現在の基準と比較して耐震性が低いことは、既に行った耐震診断において証明されている。結果して、東日本大震災により、大きな被害を受けたことは前述のとおりである。現在の基準にあった建物とするためには、鉄骨ブレースの新設や鉄筋コンクリート壁の増設等の補強が必要となり、また、イントラネット基盤整備による防災システムを備えた機能を有するなど災害対策の拠点施設として機能しなければならぬため、引き続き現庁舎を利用する場合には、耐震補強計画に基づく大規模な耐震補強並びに液状化対策を検討する必要がある、その概算費用は前述のとおりである。

④ バリアフリーへの対応

公共施設には、高齢者等に配慮したバリアフリーへの対応が必要とされるが、現庁舎はエレベーターがなく、出入り口も狭い状況があり、トイレ改修も含め、抜本的な対応が求められている。

(2) 新築の費用の試算

① 現庁舎は昭和 54 年建築であり、前述のとおり、すでに耐用年数の半分を経過しており、また電気・機械設備は耐用年数を経過している状況にある。よって老朽化や耐震性等に問題を抱えている。よって、庁舎を原型復旧で「新築」する場合と、基準にあった形で「新築」する場合のおおまかな事業費の比較検討を行うため、次のような試算を行った。

② 総務省基準による庁舎床面積の想定

ア 庁舎の床面積を算定するにあたり、まず新庁舎に配置される職員数を想定した。

平成 23 年 12 月 1 日現在の職員数は 101 名（特別職 3 名を除く。）であり、集中改革

プランに基づく「国見町定員適正化計画」によると現時点での計画職員数は 101 名となっている。この内、本庁舎内に勤務する職員数を特別職 3 名と保育所、幼稚園、給食センター等の出先機関と生涯学習課を除く 82 名とし、さらに常勤で勤務する臨時・嘱託職員 22 名を加算し、総数を 107 名と想定した。

イ これらの職員数を基に、床面積は総務省起債対象事業費算定基準により比較検討した。今後の庁舎には「災害や震災等の防災拠点としての機能」「情報化への対応」「必要な諸機能空間等」による床面積の増加分や臨時職員等に係る床面積分も加味し、また、国道 4 号拡幅による敷地面積の減少も考慮し、屋外車庫を地下式にすることも一つの方法として検討し、敷地の有効利用を図る必要があると考えられる。

ウ 以上のことから、今後の必要面積の増加分を見込むとともに空間の効率的な運用を図るため、庁舎の規模を約 4,180 m²（文書保存書庫、車庫含む）と仮定した。

区分	室名	換算人数	面積換算	算定基準
(1)事務室		170.1	765.45	4.5m ² ×換算職員数
(2)付属面積	倉庫	765.45	99.51	事務室面積の13%
	その他諸室	107	749.00	7.0m ² ×全職員数
(3)交通部分			645.58	(1)+(2)の合計の40%
(4)車庫	地下車庫		1,500.00	1台につき50m ² ×30台
(5)議事堂		12	420.00	35m ² ×12名(議員定数)
標準面積合計			4,179.54	

③ 庁舎敷地面積の想定

ア 庁舎の敷地面積は必要最小限とすることが基本であるが、今後の庁舎には良好な都市景観を形成するための緑地等の整備のほかに、災害時の防災拠点としての機能空間や町民イベント等の広場、会議重複時等に臨時的に利用できるスペースの確保が必要であると考えられ、可能な限り広場等のオープンスペースを広く確保する必要がある。そのため、敷地の有効利用及び耐震性の強化を図るべく、車庫及び書庫、動力室等については地下式にすることも一つの方法として検討し、それにより、現面積の約 7,000 m²程度でも建築可能と想定した。

イ 庁舎の建築面積＝約 900 m²

* 庁舎想定床面積から階層を総務省起債基準の 5 階建以下（地下含む）と想定

ウ オープンスペース（広場）、緑地等＝約 1,600 m²

エ 来庁者・職員駐車場＝約 4,500 m²

* 150 台×30 m²/台（共有通路部分含む）を想定

④ 原型復旧で建設する場合の概算事業費

ア 解体費	2,406m ² × 25,000円 × 1.05＝	63,157,500円
イ 建築費（機械、電気含む）	2,406m ² × 400,000円 × 1.05＝	1,010,520,000円
ウ 外構工事、液状化対策費	7,000m ² × 10,000円 × 1.05＝	73,500,000円
エ 設計・監理費（ア～ウの計）	1,092,550,000円 × 3% × 1.05＝	34,415,325円
オ 備品費（建築費×5%）	962,400,000円 × 5% × 1.05＝	50,526,000円
カ 合計		1,232,118,825円

⑤ 新基準で建設する場合の概算事業費

ア 解体費	2,406m ² × 25,000円 × 1.05＝	63,157,500円
イ 建築費（機械、電気含む）	4,180m ² × 400,000円 × 1.05＝	1,755,600,000円
ウ 外構工事、液状化対策費	7,000m ² × 10,000円 × 1.05＝	73,500,000円
エ 設計・監理費（①～④の計）	1,802,150,000円 × 3% × 1.05＝	56,767,725円
オ 備品費（建築費×3%）	1,672,000,000円 × 3% × 1.05＝	52,668,000円
カ 合計		2,001,693,225円

（注） 建築面積は、総務省起債対象事業費算定基準を用いた標準的な面積 4,180 m²と仮定。

(3) 庁舎復旧の必要性についてのまとめ

- ① まず、耐震改修・増改築については、短い期間の比較では、現在の庁舎を耐震改修・増改築した方が、一時的な負担は軽減されるといえるが、耐震補強と増改築を実施し

ても建物本体の劣化は進むため建物本体の寿命が長くなることはなく、近い将来には新しく庁舎を建設する必要が生ずることになり、中・長期的に考えると、耐震改修・増改築の事業費は新築と比較してもほぼ変わらなかった。

- ② 次に、「現庁舎を同程度の規模で建設する場合」と「新たな基準で建設する場合」とを比較すると、現庁舎と同規模で建設する場合は、現行の総務省基準の面積よりも狭いため、行政、防災拠点としての機能を充実させるためには、総務省基準に合った整備が必要と考えられる。
- ③ 一方、総務省基準により新築した場合は、当初の建設費用は高額であるものの、長期間使用することができ、一つの方法として、車庫を地下式にすることなども検討することにより、敷地の有効利用及び耐震性の強化が図られる。また、防災の拠点づくりや町民の利便性、行政業務の効率化などのメリットのほか、設備等の維持管理が容易であり、ランニングコストの軽減を図ることが可能になる。
- ④ 以上により、総務省基準により新築することが適当と判断する。

5 庁舎建設位置

- (1) 新庁舎を建設する場合の建設位置について、次のようなパターンから検討を加えた。
 - ① 現在地に再建する。
 - ② 現有の他の町有地を利用して建設する。
 - ③ 新たな建設用地を取得し建設する。
- (2) 上記の 3 パターンが考えられるが、②の場合では、地盤の固い上野台の利用や、廃校となる小学校の校庭など、いくつかの意見もあったが、現有の敷地についてはその後の施設利用に影響を及ぼすことから難しいものと思われる。また、③の場合では、取得費用及び造成費用のコストについては、町の単独での出費となることが予想され、災害復

旧としての位置付けを考えると、場所の選定するためには町民のコンセンサスを得ることが必要であり、そのための時間がかかりすぎること、適当な候補地が見当たらないことなどの理由から難しいものと思われる。

- (3) よって、現行の耐震基準に合致した最新の建築技術により、地盤改良と耐震構造を行うことで、現在地へ建設することが適当であると判断する。

6 建設時期及び財源

- (1) 新庁舎の建設時期は、国による補助事業のメニューの創設、そして採択に大きく左右されるが、町の財政状況を考えれば、町単独事業での建設は現時点では不可能であるため、国の補助事業採択が不可欠となる。補助事業であれば、補助債を活用でき、その元利償還金が地方交付税に算定されるため、起債対象事業費の大部分が地方交付税という形で、国から支援を受けることができる大変有利な制度といえる。

- (2) しかしながら、現時点では総務省による平成 24 年度予算への市町村行政機能復旧補助金メニューの創設の要求がなされている段階であり、今後の動向に注視する必要があるが、メニュー創設前に町としての確固たる方針を決定しておく必要があり、それによって事業進捗の状況が大きく変わってくることが考えられることから、現時点でのおおまかな建設スケジュールを策定する必要がある。

- (3) なお、補助事業及び補助債を活用するためには、メニュー創設後、間断なく事業実施することが望ましい。また、国道 4 号拡幅に係る調整も必要となることから、国土交通省及び福島県との連携を密にした対応が必要となってくることは言うまでもない。

(4) よって、これらの事項を総合的に勘案すると、諸般の手續の進捗状況、国道 4 号拡幅の進捗、県道赤井畑・国見線及び五十沢・国見線の国道 4 号への交差の改良状況も勘案しながら、平成 24 年度中に基本設計、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて実施設計を完了し、平成 25 年度中に着工し、平成 26 年度供用開始を目指すスケジュールが適当であると判断する。

第 4 おわりに

本委員会のまとめとしては、短期間ではあったが、喫緊の課題であった庁舎復旧の基本的な方針について、一定の方向性を導き出すことができたことは、委員皆さんの活発な協議があったことと、深く感謝申し上げたい。

委員会で議論された中で、一番の心配は、「同じ場所に建設して大丈夫なのか」、「活断層があって心配だ」、「液状化は解消できるのか」などの町民の意見があるとのことだったが、「病院や定住促進も同じような土地でも大丈夫であり現在の技術の進歩により克服可能」、「地震調査委員会における活断層の今後の活動状況がほぼ 0% である」、「町のシンボルとしての庁舎はやはり同じ場所が望ましい」、「50 年前の基準と今の基準は大きく違うので、最新の技術であれば現地でも大丈夫だ」、「町民に対してもきちんと説明を行って理解してもらうことが大事」などの意見をいただき、現敷地での建設でも可能であると判断を行った。

終わりに、この基本構想をもとに、専門家の意見を聞きながら、最善最良の方法で、安心安全な防災拠点、住民拠点づくりに全力を傾注し、震災復興のシンボルとなるような新庁舎が早期に実現できることを願うものである。